

企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドラインに関する指針

2012年1月：第1版

2016年6月1日改訂：社名変更、A項目詳細開示

2017年6月1日改訂：B項目研究・教育助成金追加

2019年5月1日改訂：臨床研究法施行に伴う項目変更

ブリistol・マイヤーズ スクイブ株式会社

ブリistol・マイヤーズ スクイブ株式会社は、当社の活動における医療機関等との関係の透明性を確保することにより、当社並びに製薬産業が、医学・薬学をはじめとするライフサイエンスの発展に寄与していること、及び、企業活動は高い倫理性を担保した上で行われていることについて広く理解を得ることを目的に、会社としての透明性に関する行動指針を以下のとおり定める。

(1) 当社が行うあらゆる活動は、日本製薬工業協会（以下、製薬協）で定める「製薬協企業行動憲章」、「製薬協コンプライアンス・プログラム・ガイドライン」、「医療用医薬品プロモーションコード」をはじめとする関係諸規範およびその精神に従い、医療機関等との関係の透明性に関する企業方針を表明する。

(2) 公開方法

当社は、自社ウェブサイト等を通じ、前年度分の資金等の提供について、当社の決算終了後に公開する。なお、公開情報には一部個人情報も含むため、公開対象となる資金等の提供にかかる取引を開始する前に、関係する方々に対して説明を行い、公開の同意を得るものとする。

(3) 公開時期と公開期間

各年度分を翌年度に公開する。(4)公開対象の「A. 研究費開発費等」は、それぞれ定める開示項目を公開することとするが、2015年度までに締結された契約に基づく支払いは「年間の総額」のみを公開する場合がある。

公開期間は6年間とする。

(4) 公開対象

A. 研究費開発費等

研究費開発等には、臨床研究法、医薬品医療機器等法における GCP¹ /GVP²

¹ 医薬品の臨床試験の実施の基準（Good Clinical Practice）に関する厚生労働省の省令

² 医薬品製造販売後安全管理の基準（Good Vigilance Practice）に関する厚生労働省の省令

/GPS P³省令等の公的規制や各種指針のもと実施される研究・調査等に要した費用が含まれる。

提供した資金等は、各項目の年間総額とともに以下のとおり公開する。

・ 特定臨床研究費 ⁴	提供先施設等の名称等 ⁵ ：〇〇件〇〇円
・ 倫理指針に基づく研究費 ⁶	提供先施設等の名称 ⁵ ：〇〇件〇〇円
・ 臨床以外の研究費 ⁷	年間の件数・総額、提供先施設等の名称
・ 治験費	提供先施設等の名称 ⁵ ：〇〇件〇〇円
・ 製造販売後臨床試験費	提供先施設等の名称 ⁵ ：〇〇件〇〇円
・ 副作用・感染症例報告費	提供先施設等の名称 ⁵ ：〇〇件〇〇円
・ 製造販売後調査費	提供先施設等の名称 ⁵ ：〇〇件〇〇円
・ その他費用	年間の総額

B. 学術研究助成費

学術研究の振興や研究助成を目的として行われる奨学寄附金、一般寄附金、および学会等の会合開催費用の支援としての学会等寄附金、学会等共済費が含まれる。なお、研究・教育助成金とは、『ブリストル・マイヤーズ スクイブ（株）研究・教育助成』として、当社のフォーカスエリアである3疾患領域（腫瘍免疫、免疫、循環器）において、弊社製品や同種同効品を使用しない基礎または臨床研究の振興を目的とし、外部審査員によるスコアリングに基づき決定される公募型の助成金を指す。

提供した資金等は、各項目の年間総額とともに以下のとおり公開する。

・ 奨学寄附金	〇〇大学〇〇教室：〇〇件〇〇円
・ 一般寄附金	〇〇大学（〇〇財団）：〇〇件〇〇円
・ 学会等寄附金	第〇回〇〇学会（〇〇地方会・〇〇研究会）：〇〇円
・ 学会等共催費	第〇回〇〇学会〇〇セミナー：〇〇円
・ 研究・教育助成金	〇〇大学〇〇教室：〇〇件〇〇円

（※この項には、臨床研究法で公表を義務付けられている情報も含まれる。）

C. 原稿執筆料等

当社医薬品を始め医学・薬学に関する科学的な情報等を提供するため、もしくは研究開発に関わる講演、原稿執筆や監修、その他のコンサルティング業務の依頼に対

³ 医薬品製造販売後調査・試験の実施の基準（Good Post-marketing Study Practice）に関する厚生労働省の省令

⁴ 「特定臨床研究費」とは、臨床研究法に定義される特定臨床研究の契約に基づいて支払った費用

⁵ ここでいう「提供先施設等の名称等」には、「臨床研究識別番号」、「資金の提供先」、「研究実施医療機関名」、「研究責任医師名」が含まれる。

⁶ 「倫理指針」とは、「人に対する医学系研究に関する倫理指針」を指す。

⁷ 「臨床以外の研究費」とは、特定臨床研究、倫理指針に基づく研究、治験および製造販売後調査等以外の研究、いわゆる「基礎研究」や「製剤学的研究」などにおいて支払われた費用をいう。

する費用等が含まれる。

提供した資金等は、各項目の年間総額とともに以下のとおり公開する。

- ・講謝金 ○○大学 (○○病院 ○○科○○教授 (部長) : ○○件○○円
 - ・原稿料・監修料 ○○大学 (○○病院 ○○科○○教授 (部長) : ○○件○○円
 - ・コンサルティング等業務委託費 ○○大学 (○○病院 ○○科○○教授 (部長) : ○○件○○円
- (※この項には、臨床研究法で公表を義務付けられている情報も含まれる。)

D. 情報提供関連費

医療関係者に対する当社医薬品や医学・薬学に関する情報提供に必要な講演会、説明会等の費用が含まれる。

- ・講演会等会合費 年間の件数・総額
- ・説明会費 年間の件数・総額
- ・医学・薬学関連文献等提供費 年間の総額

E. その他の費用

社会的儀礼としての接遇等の費用が含まれる。

- ・接遇等費用 年間の総額

なお、本指針は、2019年度の支払いから適用し、製薬協による透明性ガイドラインの公開方法の方針変更に応じて適宜改訂する。

以上